

記 者 発 表 資 料 令和元年 7 月 31 日 復 興 庁

## 令和2年度復興庁予算概算要求に係る基本的考え方

令和2年度復興庁予算については、「平成28年度以降の復旧・復興事業について」(平成27年6月24日復興推進会議決定)及び「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」(平成31年3月8日閣議決定)を踏まえ、「復興・創生期間」の最終年度においても必要な取組を精力的に進めるため、次の4つの方針に沿って概算要求を行っていきます。

- 1. 以下の分野について、被災地の抱える課題の解決に直結する予算とすること。 その際には、復興の加速化を進めていく中で、復興のステージの進展に応じて 生じる新たな課題に迅速かつ適切に対応すること。
  - 被災者支援
  - 住宅再建・復興まちづくり
  - ・産業・生業(なりわい)の再生
  - 原子力災害からの復興・再生
- 2. 福島に関しては、上記閣議決定及び「改定福島復興再生基本方針」(平成 29 年 6 月 30 日閣議決定)等を踏まえ、原子力事故災害からの福島の復興・再生を加速化させる施策を講じること。特に、被災者の心身のケア、風評の払拭、事業・生業の再建、帰還環境の整備、特定復興再生拠点の整備に加え、持続的・自立的な産業発展を実現するための環境整備などに取り組むこと。
- 3.「新しい東北」の創造に向け、民間の人材やノウハウを活用するとともに、各種の取組で蓄積したノウハウ等について被災地での展開・普及を図ること。
- 4. 復興のステージの進展に応じて、既存の事業の成果等を検証しつつ、その効率化を進め、復興のために真に必要な事業に重点化すること。また、より的確に事業の進捗を見極め、要求額の精査を行うこと。

【本件連絡先】

予算・会計班を榎本、神林、轟木

電話:03-6328-0281 (直通)